



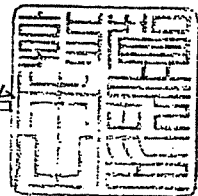
敦賀市告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この届出にかかる字の区域の変更は、平成19年12月28日からその効力を生ずるものとする。

平成19年12月28日

敦賀市長 河瀬 一 治



次の区域の地先の公有水面埋立地695.18平方メートルを櫛川91号イトコ崎に編入する。

大字	字	地番
櫛川	91号イトコ崎	1番2 4番 8番